

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

1. 経緯

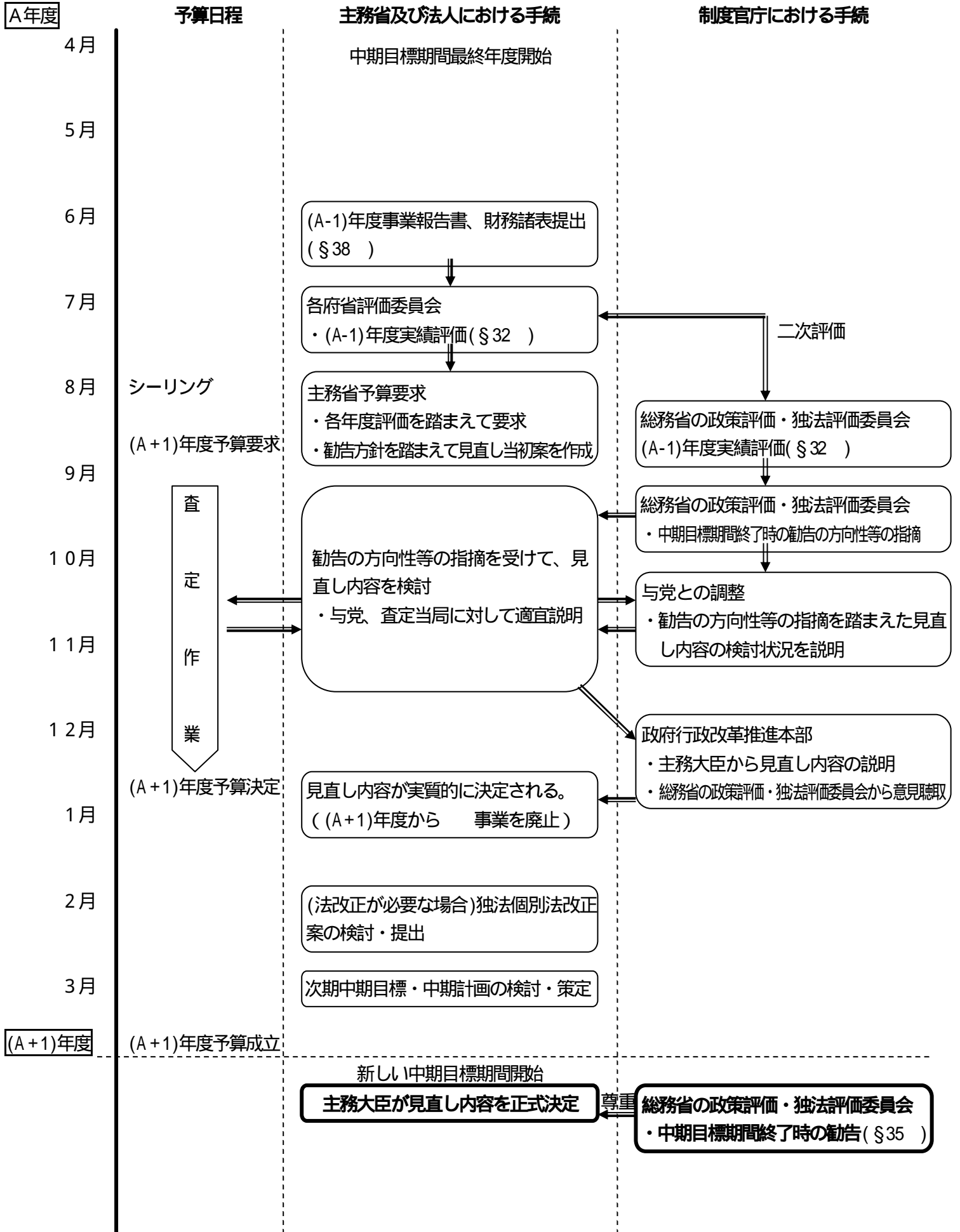
- (1) 平成 11 年に独立行政法人通則法が成立した際、衆議院行政改革に関する特別委員会及び参議院行財政改革・税制等に関する委員会において、政府は各独立行政法人の中期目標期間終了時の主務大臣の組織・業務全般の検討に当たり、そのための客観的な基準を平成 15 年度までに検討すべき旨が附帯決議された。
- (2) 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関し勧告を行うことができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施するには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。
- (3) また、平成 15 年度までで中期目標期間が終了する法人が存在しており（（独）教員研修センター）当該法人の所管省は平成 16 年度予算要求に当たり、見直し内容を検討して行う必要がある。

2. 対応

閣議決定の内容は以下のとおり。

- (1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点、事務及び事業の改廃に係る具体的措置、組織形態に関する見直しに関する具体的措置を定めるとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、業務全般にわたる見直しの視点について、具体的な検討に資するチェック事項を勧告方針として概算要求前に作成。
- (2) 見直し結果を次の中期目標期間の開始年度に係る国の予算に反映させるため、以下の手続を実施。
 - 主務大臣は、勧告方針を踏まえて見直し案を検討して予算を要求。
 - 総務省の政策評価・独立行政法人委員会は、予算に反映できるよう早期に勧告の方向性等を指摘。
 - 主務大臣は、国の予算編成の過程において見直し内容を検討。
 - 主務大臣は予算概算決定の時までに行政改革推進本部に見直し内容を説明し、その議を経て決定。
- (3) (2)で決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定。必要があれば国会に法律案を提出。

中期目標期間終了時に向けて見直しを行う場合の手続（イメージ）



独立行政法人通則法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会（注：総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

（平成 11 年 6 月 9 日 衆議院行政改革に関する特別委員会）

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

- 一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

（以下 略）

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

（平成 11 年 7 月 8 日 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会）

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

- 一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

（以下 略）